

川崎市消防局訓令第3号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防建築同意事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和8年3月17日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市消防建築同意事務処理規程の一部を改正する訓令

川崎市消防建築同意事務処理規程(平成7年消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「記載」の次に「又は記録」を加える。

第8条第1項中「消防関係同意欄に」の次に「同意権者名及び」を加え、「記載のうえ同意権者の公印を押し」を「記載し、又は記録し」に改め、同条第2項中「記載」の次に「又は記録」を加え、同条第3項中「決裁欄に」の次に「同意権者名及び」を加え、「記載のうえ同意権者の公印を押し」を「記載し、又は記録し」に改める。

第9条中「記載」の次に「又は記録」を加える。

第10条第1項中「記載」を「記載され、又は記録」に改める。

第11条及び第12条を削る。

第13条第2項中「の裏面」を削り、「その結果を記載」を「、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を添付」に改め、同条を第11条とする。

第14条第2項中「の裏面に」を「及び」に改め、「記載し、」の次に「又は記録した書面又は電磁的記録を」を加え、同条を第12条とする。

第15条第1項中「(第9号様式)」を「(第8号様式)」に改め、「書類」の次に「又は電磁的記録」を加え、同項第1号中「(第10号様式)」を「(第9号様式)」に改め、同条を第13条とする。

第4号様式から第6号様式までを次のように改める。

不 同 意 書

様

申請番号 第 号 ()

受理番号 第 号 ()

本 申請は、次の事項が防火に関する規定に違反しており不同意とします。

連 絡 票

様

.....
申請番号 第 号 ()

受理番号 第 号 ()

本計画通知は、次の事項が防火に関する規定に違反しておりますので連絡します。

通 知 書

様

.....
申請番号 第 号 ()

受理番号 第 号 ()

本 申請は、次の規定に抵触していますので同意できません。

第7号様式中「担当者」及び「㊟」を削る。

第8号様式を削り、第9号様式を第8号様式とし、第10号様式を第9号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上で引き続きこれを使用することができる

。